

別紙第5

避難段階の計画

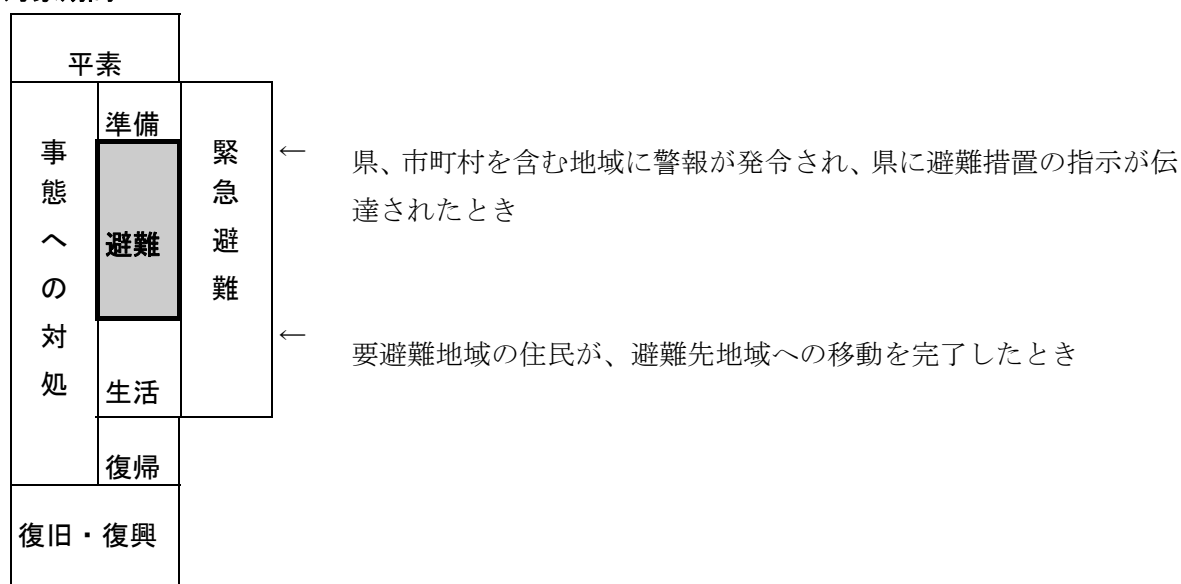
要旨	市は、避難の指示を住民に確実に伝達するとともに、 県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示 を住民に伝達し、住民の 避難誘導 を行います。
----	--

関連する計画

市	避難実施要領 ----- 避難実施計画、市立病院医療実施計画、市立病院避難計画
県	運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）、避難行動要支援者の避難に係る計画、交通規制計画、搬送計画、県立病院避難計画、医療等提供計画、衛生提供計画 ----- 避難所運営マニュアル
指定地方公共機関	国民保護業務計画

避難タイプとの関連（※避難タイプ：第2章1（3）参照）

大規模	中規模	小規模
警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は非常に多数で、避難も長距離、長時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は多数で、避難も中距離、中時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等が必要	警報等の伝達 避難住民の誘導 ・ 県内の避難住民は少数で、避難も短距離、短時間 ・ 避難住民の誘導中の食品の給与等は不要

1 状況**(1) 期間****ア 対象期間****イ この期間に予想される状況と留意点**

避難住民の避難先地域への移動が主体となり、危険性、緊急性ともに非常に高い段階で、的確かつ迅速に避難を完了することが最重要です。

また、避難住民等の救援の準備、社会的混乱の防止、武力攻撃災害に伴う被害の最小化が必要です。

(2) 別紙第1「情報計画」参照**2 構想****(1) 活動方針**

市（危機管理部、総務部、企画推進部）は、避難の指示を受け次第、直ちに避難実施要領を定め、防災無線、広報車その他の適切で効果的な手段により迅速に避難の指示を住民に伝達するとともに、消防団、自主防災組織等の協力及び関係機関との緊密な連携の下、必要な職員及び消防団・装備等を最大限活用して的確かつ迅速な避難住民の誘導を行います。

その際、災害時要援護者の避難に配慮します。

また、避難完了の確認を確実に行うとともに、避難中の市内の警戒措置、安全管理については、警察、自衛隊の部隊等と調整します。

(2) 実施要領**ア 警報、避難の指示の的確かつ迅速な伝達及び情報収集**

警報、避難の指示等について、的確かつ迅速な伝達を行うとともに、避難住民の誘導に必要な

情報の収集及び住民、関係機関・団体への提供を実施します。

イ 実施体制

市（危機管理部ほか各担当部局）は、全庁を挙げて避難住民の誘導體制をとるとともに、対策本部を設置し総合調整を行います。

ウ 避難実施要領の策定及び通知

市（危機管理部）は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、県、警察署等関係機関の意見を聞いた上で、あらかじめ作成した避難実施要領のパターンに基づき、避難実施要領を策定します。

避難実施要領を定めたときは、消防団、防災行政無線、広報車等の活用、自主防災組織や自治会等の自発的な協力を得て、避難実施要領をできる限り速やかに住民、関係のある公私の団体に伝達するとともに、市の他の執行機関、知事（危機管理局）、消防団長、警察署長、境海上保安部長、鳥取海上保安署長、鳥取地本長、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

エ 避難住民の誘導の実施

市（危機管理部ほか担当部局）は、消防団、自主防災組織等の協力の下、県、関係機関・団体と連携して避難住民の誘導を実施し、速やかに避難を完了します。

避難住民の誘導はできる限り自治会等又は事業所等を単位として実施し、自治会、自主防災組織、集客施設、観光施設・団体等に協力を要請します。

（ア）避難住民の誘導

市（危機管理部ほか担当部局）は、職員及び消防団（分団、地区団）を避難対象地区に派遣して避難住民の誘導を行います。

（イ）誘導中の食品、飲料水、医療の提供

市（総務部、健康こども部、水道局）は、避難経路における食品、飲料水、医療の提供などを行います。

また、必要に応じ避難経路に当たる市町村等へ救援の応援要請を行います。

（ウ）避難先地域における住民との連絡

市（危機管理部）は、県等と連携して避難先市町村と緊密に調整し、避難先住民との関係を円滑に行う態勢を図ります。

オ 避難完了の確認

市（危機管理部ほか担当部局）は、消防団、自主防災組織、自治会、施設管理者等の協力を得て、避難住民の誘導時に避難住民を把握し、また、関係機関と連携して要避難地域、施設の避難状況を確認の上、避難完了の確認、全戸確認票の貼付を行います。

また、関係機関と連携し、避難中及び避難後の市内の無人化に伴う警戒措置、安全管理を実施します。

カ 救援の準備

市（総務部ほか担当部局）は、避難先市町村に先遣隊を派遣して連絡調整を行い、速やかに避難住民の受入体制を及び避難住民等の受援体制を準備します。

キ 武力攻撃災害の予防、対処準備及び対処

避難住民の誘導の間において武力攻撃災害の予防、対処準備を継続するとともに、発生の際は

直ちに防除、軽減及び被害の応急復旧を実施します。

応急復旧に当たっては、特に避難経路の確保、生活基盤の確保に注意します。

ク 住民生活の安定確保

住民生活の混乱が発生、拡大しないよう、正確な情報の提供、生活基盤の確保等必要な予防、対処を実施します。また、生活関連物資等の価格安定その他必要な措置については、県に要望するとともに、住民への周知を図ります。

3 各機関の役割

(1) 市（「鳥取市地域防災計画」に示す配備体制を準用）

各対策部	内 容
共 通	1 その他市長の命ずる事項、又は対策本部長の求める事項
統括部	1 国民保護措置の総括に関すること 2 対策本部の運営に関すること 3 避難の総合調整に関すること 4 避難に係る他市町村、県、国、消防、警察、自衛隊との連絡調整 5 住民の避難誘導の総括に関すること 6 総合支所（対策支部）との連携及び情報収集・伝達に関すること
総務部	1 警報の伝達、避難の指示等 2 危険物質等の保安対策、対処 3 特殊標章等の交付 4 運送の手配、運営 5 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等 6 職員の活動支援、安否等に関すること 7 市有財産・車両等の管理、運用等に関すること 8 人権の擁護に関すること 9 戸籍等の保護に関すること 10 外国人の保護に関すること 11 市役所・仮庁舎・現地対策本部の設置、移転等 12 費用の出納及び物品の調達に関すること 13 住民等への食品、生活必需品の給与
情報部	1 情報の収集、提供等 2 広報・広聴 3 写真等による情報の記録・収集等 4 自治会・自主防災組織の連絡調整・支援 5 ボランティアに関すること
福祉部	1 安否情報の収集・伝達 2 避難行動要支援者の支援に関すること

	3 避難所・一次集合場所等の開設・運営 4 保育所園児の保護に関すること
医療対策部	1 住民等に対する医療、助産の提供に関すること 2 住民等の健康維持、保健衛生 3 感染症の予防、対策等 4 赤十字標章等の許可申請 5 食品衛生、水質検査等 6 誘導区内の物質等の保安対策、対処
経済観光部	1 観光業、観光客の保護に関すること
農林水産部	1 農林水産業に関すること 2 農道・林道・ため池・漁港等施設の状況確認・確保・情報提供 3 家畜防疫、死亡獣畜処理等
都市整備部	1 道路（農道・林道を除く）の状況確認・確保・情報提供 2 ライフライン（電気、ガス、電話）の確保に関する連絡調整等 3 武力攻撃災害の応急復旧等 4 公共土木施設等の状況把握、対策 5 避難に係る土地の使用等 6 危険箇所、支障となる工作物の除去等 7 応急公用負担等
環境下水道部	1 死体の回収、搬送 2 トイレ等の確保・提供 3 漂流物等に関する情報収集、保管、対処等
議会部	1 市議会に関すること
文教部	1 児童生徒・幼稚園児の保護に関すること 2 避難所の確保、開設、運営に対する協力に関する避難先との連絡調整 3 文教施設等の状況把握、対策、提供 4 文化財の保護に関すること
医療部	1 医療、助産、避難に関すること 2 医療隊の編成及び傷病者の治療に関すること
水道部	1 住民等への飲料水の供給
消防部	1 消防団の指揮・運用に関すること 2 住民の誘導、避難行動要支援者等の避難補助
対策支部	1 住民の誘導に関すること 2 総合支所管内の情報収集・伝達

(2) 県

機関名	内 容
県	1 県対策本部の設置

	2 警報の通知、避難の指示
	3 県内の国民保護措置の総合調整
	4 県内の避難の総括
	5 県外避難時の調整
	6 武力攻撃災害対処の総括
	7 救援の準備

(3) 指定地方行政機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち避難段階において実施すべき事項

(4) 自衛隊

機関名	内 容
共 通	1 国民保護措置の準備、実施 (1) 避難住民の誘導に関する措置 (2) 避難住民等の救援に関する措置 (3) 武力攻撃災害への対処に関する措置 (4) 応急の復旧に関する措置

(5) 指定公共機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

(6) 指定地方公共機関

機関名	内 容
共 通	1 第3章 に示す業務のうち避難段階において実施すべき業務
放送事業者	1 警報、避難の指示、緊急通報の放送

4 活動要領**(1) 情 報**

市（総務部、企画推進部）は、警報、避難の指示を的確かつ迅速に住民、関係機関・団体へ伝達・通知します。

また、避難住民の誘導に必要な情報を適切に収集、分析、提供します。

ア 警報、避難の指示等**(ア) 警 報**

市（危機管理部、総務部、企画推進部）は、県（危機管理局）から**警報の通知（法第46条）**

鳥取市国民保護計画

を受信、確認したときは、直ちにあらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、順位）に従いその内容を住民、消防団及び関係のある公私の団体（自治会、町内会など）へ伝達します。この際、必要に応じ警察署と協力します。（法第47条第1項・第3項）

また、他の執行機関、その他の関係機関（公私の団体以外の法人で活動範囲が市の区域内に限られる機関）に通知します。（法第47条第1項）

併せて、集客施設、観光施設・団体等と連携して、来客、従業員等への迅速かつ確実な伝達に努めます。

警 報	内容	1 武力攻撃事態の予測及び現状 2 武力攻撃事態が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域 3 住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項
	要領	1 市が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれる場合 原則として同報系防災行政無線で、国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴し住民に注意を喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知 2 市が「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に含まれない場合 原則としてサイレンは使用せず、防災行政無線、CATVやホームページへの掲載等により周知徹底
	伝達手段	1 サイレン、防災行政無線、CATV、広報車、消防団や自主防災組織による伝達など、最も迅速、確実かつ効果的な方法により、住民への避難の指示を伝達 2 あらかじめ地区ごとの伝達組織、伝達往訪を避難実施計画で明示 3 必要に応じ警察署に協力を要請し、迅速かつ的確に住民等へ警報を伝達
	留意事項	市（総務部、福祉部、各総合支所）は、 県（観光交流局、福祉保健部）と連携し、要配慮者への伝達に特に配慮

（イ）避難措置の指示

市（危機管理部、総務部、企画推進部）は、県（危機管理局）から以下の内容の避難の指示通知を受信、確認したときには、警報に準じて伝達、通知します。また、避難実施要領のパターンをもとに**避難実施要領の概要を策定**します。

避難措置の指示	1 要避難地域（住民の避難が必要な地域） 2 避難先地域（住民の避難先となる地域） 3 住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
---------	---

（ウ）避難の指示

市（危機管理部、総務部、企画推進部）は、県（危機管理局）から以下の内容の避難の指示通知を受信、確認したときには、警報に準じて伝達、通知します。

また、**県、警察署等関係機関の意見**を聴いた上で、**避難実施要領を完成**します。

避難の指示	1 近接避難地域（※）を含む要避難地域 2 受入地域 具体的な避難先市町村及び受入避難住民数
-------	--

	<p>3 具体的な避難の経路 「道路の利用指針」が定められている場合には、これに基づく</p> <p>4 避難のための交通手段</p> <p>5 具体的な避難の段取り いつ、どのように住民を避難させるか</p> <p>※ 要避難地域の拡大設定 県は、地理的特性などに鑑みて必要と判断した場合、要避難地域に近接する地域の住民へも避難を指示することとされています。</p>
--	--

【避難の指示の内容（一例）】

避難の指示（一例）	
	鳥 取 県 知 事 ○月○日○時現在
○	<p>本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示があった。</p> <p>要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難されたい。</p>
○	<p>本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。</p> <p>(1) A市A A地区の住民は、B市B B地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること。(○○時間を目途に避難を完了)</p> <p>・ 運送手段及び避難経路 国道○○号によりバス(○○会社、○○台確保の予定) ○○駅より○○鉄道(○○行き○○両編成、○便予定)</p> <p>※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制(一般車両の通行禁止)</p> <p>※ 細部については、A市の避難実施要領による。</p> <p>※ A市職員の誘導に従って避難する。</p> <p>(2) A市B B地区の住民は、B市C C地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること。(○○時を目途に避難を完了)</p> <p>・ 運送手段及び避難経路 徒歩により、緊急にD D地区に移動の後、追って指示を待つ。</p> <p style="text-align: center;">・・・以下略・・・</p>
	<p>(注) 避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を実施</p> <p>※ 関係機関が講ずべき措置の概要は、避難措置の指示において明らかになることから、必要な範囲でその内容を記載</p>

※避難の指示に大幅な変更を伴う場合は、例えば、次のような場合が考えられる。

- ① 武力攻撃事態の現状及び予測が変わり、避難措置の指示の内容に大幅な変更があるような場合
- ② 当初の避難の見込みから遅れる等、当初の指示の内容を変更することが適当と判断される場合

(エ) 避難実施要領

市（危機管理部、総務部、企画推進部ほか担当部局）は、以下の内容の避難実施要領を定めた場合、警報に準じて伝達するほか、他の執行機関、県（危機管理局）、消防団、警察署、境海上保安部、鳥取海上保安署、鳥取地本、運送事業者である指定（地方）公共機関等に通知します。

避難の実施要領	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難先市町村、避難所 2 避難方法 直通運送、中継運送、折返し運動等 3 避難経路 一次集合場所から避難先までの間 4 避難の交通手段 各地域から一次集合場所まで、一次集合場所から避難先までの間 5 一次集合場所への集合要領 地域ごとの集合場所、集合時間、一次集合場所までの経路・手段等 6 避難行動要支援者の避難方法 7 避難住民の誘導に従事する職員、消防団員等の配置、誘導方法 8 避難住民の確認方法 9 避難先へ派遣する先遣隊の編成、活動要領 10 避難先までの食品、飲料水、医療の確保、提供 11 避難における諸注意事項 12 県への応援要領内容、県の支援内容 13 住民の避難に関して、関係機関が講ずべき措置の概要 <p>※ 1～4は、県が指示又は調整</p>
---------	---

【避難実施要領の内容（一例）】

避難実施要領（一例）
鳥取市長 ○月○日○時現在
1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法 (1) 鳥取市のA1地区の住民は、B市のB1地区にあるB市立B1中学校体育館を避難先として、○日○時を目途に住民の避難を開始する。 【避難経路及び避難手段】 ○ 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他） バスの場合：鳥取市A1地区の住民は、鳥取市A1小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。 集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B市立B1中学校体育館に避難する。 鉄道の場合：鳥取市A1地区の住民は、西日本旅客鉄道△△線AA駅前広場に集合する。 その際、○日○時○分を目途にできるだけ自治会、事業所等の単位で行動し

AA駅までの経路としては、できるだけ国道〇〇号又はAA通りを使用する。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1駅行きの列車で避難する。B市B1駅到着後は、B市職員及びA市職員の誘導に従って、主に徒歩でB市立B1中学校体育館に避難する。

船舶の場合：鳥取市A1地区の住民は、鳥取市A港に、〇日〇時〇分を目途に集合する。

その際、〇日〇時〇分を目途にできるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。

集合後は、〇日〇時〇分発B市B1港行きの、〇〇汽船が所有するフェリー〇〇号に乗船する。

・・・以下略・・・

(2) 鳥取市のA2地区の住民は、B市のB2地区にあるB市立B2小学校を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員及び消防団員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員及び消防団員の割り振りを行う。

- ・ 住民への周知要員
- ・ 避難誘導要員
- ・ 市対策本部要員
- ・ 現地連絡要員
- ・ 避難所運営要員
- ・ 水、食料等の支援要員等

(2) 残留者の確認

市で指定した避難の実施時間の後、速やかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかけ、全戸確認票を貼付する。)

(3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、避難行動要支援者を優先的に避難誘導する。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、市職員及び消防団員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

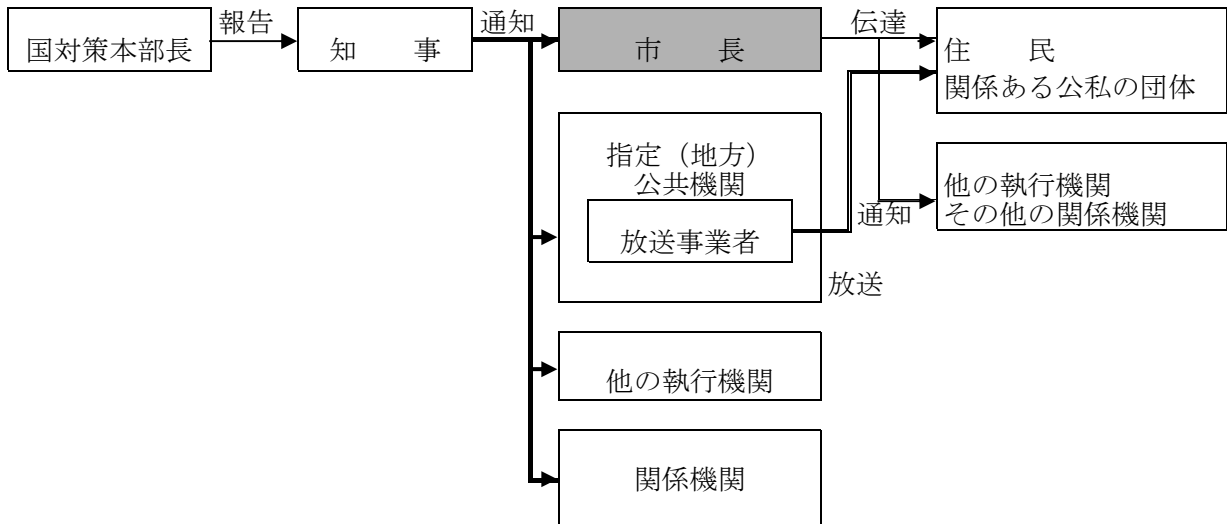
- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品のみとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履き慣れた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

鳥取市対策本部 担当 △山〇男

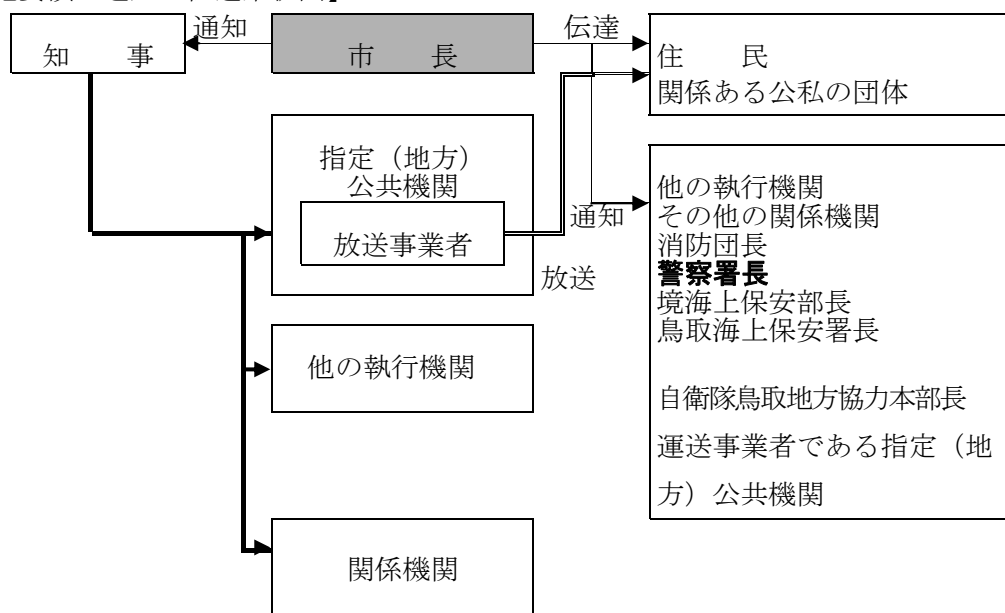
電 話 0857-××-××××

ファクシミリ 0857-××-××××
 ……以下略……

【警報・避難の指示の通知・伝達系統図】



【避難実施要領の通知・伝達系統図】



イ 情報収集、分析、提供

(ア) 情報収集

市（危機管理部ほか担当部局）は、県、関係機関・団体などから、**避難実施要領の決定、避難住民の誘導等に必要**な情報を収集し、**対策本部へ集約**します。

また、消防団、自治会などを通じて**市内の状況**を把握するとともに、**県、関係機関・団体の活動状況等**を把握します。

情報収集項目、情報収集体制については、**別紙第1「情報計画」**参照

情報収集項目	収 集 内 容
避難の経路、手段、方法に関する事項	1 県が示した避難の経路、交通手段、避難方法 2 要避難人数、災害時要援護者の状況 3 気 象 4 避難先市町村の体制、収容可能状況（要援護者を含む） 5 運送事業者の状況、道路・港湾・空港の使用状況 6 交通規制状況
避難住民の誘導に関する事項	1 市の体制、消防団の体制 2 避難の間の食料、飲料水、医療、資機材確保状況 3 県の支援状況 4 消防、警察、海上保安部、自衛隊の部隊それぞれの体制・活動状況
その他必要な事項	1 被災情報 2 武力攻撃（予測）事態の状況

（イ）情報分析

市（危機管理部、企画推進部）は、収集した情報資料を集約し、処理（記録・評価・分析）等を行うとともに、対策本部の総合状況図、図表等を整理します。

この際、今後の状況の推移及び各機関の活動の重点と調整に注意します。

（ウ）情報提供

市（企画推進部、総合支所）は、住民の安全確保及び避難に必要な情報について、的確かつ迅速に住民へ提供します。

また、関係機関・団体等の活動に必要な情報について、適時適切に提供します。

ウ 武力攻撃災害兆候の通報

（ア）武力攻撃災害の兆候を発見した者から**通報を受理した消防吏員、警察官、海上保安官**は、速やかに**県（危機管理局）に通報**することとされています。

（イ）市（危機管理部）は、消防吏員等から**通報**を受け、武力攻撃災害等が発生するおそれと対処の必要性を認めたときは、速やかに**県（危機管理局）に通知**します。

（ウ）**通報・通知を受けた県（危機管理局）**は、必要と認めた場合、その旨を**関係機関・団体へ通知**することとされています。

エ 安否情報

市（福祉部）は、避難住民の誘導を開始したときは、**自治会、自主防災組織等による情報、確認などの協力**を得て、一次集合場所、乗車時などにおいて安否情報を収集し、併せて警察署等によるスクリーニングに協力するとともに、**収集した安否情報の集約、提供を開始**します。

オ 被災情報

市（危機管理部）は、**市内で武力攻撃災害発生**したときには、発生した日時及び場所又は地域発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を、消防団、自治会その他関係機関・団体と協力して収集し、速やかに**県（危機管理局）、警察署、東部消防局に報告**します。

また、安全確保に必要な情報についての的確かつ迅速に住民等へ提供するとともに、関係機関・

団体の活動に必要な情報については直ちに連絡します。

カ 通 信

市（危機管理部）は、防災行政無線、CATV等の情報通信手段を活用するとともに、武力攻撃事態等により**通信施設等に支障が生じた場合は、安全確保に配慮しつつ、県、電気通信事業者等と連携して応急復旧**を行います。

(2) 実施体制

ア 市の国民保護体制

市（危機管理部ほか担当部局）は、県からの避難の指示を受けたときには、直ちに**避難住民の誘導体制へ移行**します。

(ア) 職員の参集・配置換え

市（総務部）は、速やかに**職員、消防団員を参集**し、併せて職員等の**安否情報を確認**します。

また、通常の業務は原則として停止し、**避難住民の誘導関連課、避難が急を要する地区を所管する総合支所などに可能な限り職員を配置**します。

(イ) 避難住民の誘導

市（危機管理部、総務部、福祉部ほか担当部局）は、**避難実施要領**に従い、市内における**避難住民の誘導、一次集合場所での避難住民確認の体制**をとります。

この際、誘導、確認などが終了した地区を担当する総合支所、職員などについては、必要に応じ他の地区等へ増援し、又は避難住民に同行します。

また、**必要に応じ、警察署長、境海上保安部長等又は国民保護措置を命じられた自衛隊の部隊長に対し、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請**します。

(ウ) 武力攻撃災害への対処

避難住民の誘導中に発生し又は発生するおそれがある武力攻撃災害に対処するため、**東部消防局、警察署、境海上保安部、自衛隊等との連携を強化**します。

(エ) 市の避難

住民の避難の完了を確認後、無人化に伴う警戒措置、市管理に係る施設等の安全管理に必要な最小限度の職員を除き、市長以下職員等及び戸籍等重要書類・データも避難を実施し、市及び対策本部の体制、機能を維持します。

イ 対策本部等

対策本部長は、直ちに**本部会議を開催し、避難実施要領その他避難住民の誘導に必要な事項を決定**します。

本部会議には、必要に応じて**関係機関の連絡要員の派遣**を求めます。

(ア) 計画・運用班

避難住民の誘導について計画調整します。

(イ) 情報・広報班

避難住民の**誘導に要する情報**について収集・分析します。また、**避難住民等に対する広報・広聴**について企画調整します。

(ウ) 総務・調整班

避難住民の誘導に要する**物資、運送の確保・配分**について企画調整します。また、対策本部の活動に必要な支援を行います。

(エ) 現地対策本部

必要に応じ**関係総合支所等に現地対策本部**を設置します。

(オ) 現地調整所

関係機関との活動を調整するため、必要に応じ**現地調整所を開設**し、又は、**関係機関の設置した現地調整所へ職員、消防団員を派遣**します。

ウ 関係機関の国民保護体制

市（危機管理部）は、避難の指示を受けた場合、住民の避難措置、武力攻撃災害への対処等を的確に実施するため、必要に応じ現地調整所の設置など関係機関・団体との連絡調整の強化、情報の共有を図ります。

また、避難住民の誘導、交通規制、避難に要する車両、物資、資機材の確保、安否・被災情報の収集、被災住民の救出救助等について、関係機関・団体に対し必要な要請と連絡調整を行います。

(ア) 県の国民保護体制

a **県は**、警報・避難措置の指示等を受け、**避難住民の誘導支援体制**をとることとされています。

b 住民を他都道府県に避難させる必要があるときは、知事は、避難先地域の知事と避難住民の受入についてあらかじめ協議する（法第58条第1項）とともに、他都道府県からの情報収集、連絡調整を行うこととされています。

市（危機管理部、総務部）は、避難に要する**車両、物資、資機材、人員等**について、市内の所要等を取りまとめ、**県（危機管理局）に対する応援要請と連絡調整**を行います。

(イ) 消防の国民保護体制

a **消防局は**、警報・避難の指示等を受け、消防庁等と連絡の上、**職員の招集、消防局における警戒本部の強化等**を行って、国民保護体制を確保することとされています。

b また、県内の消防力のみでは国民保護措置に十分対応できないおそれがある場合には、消防庁等と連絡し、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請するものとします。

(ウ) 警察の国民保護体制

a **警察本部は**、警報・避難の指示等を受け、警察庁へ報告の上、**職員の招集、警察本部及び警察署における警備本部の強化等**を行って、国民保護体制を確保することとされています。

b また、県内の警察力のみでは国民保護措置に十分対応できない場合には、公安委員会が、県外部隊及び装備資機材等の応援を要請することとされています

(エ) 他市町村との連絡調整

市（危機管理部）は、避難住民の誘導を行うに当たり、**①近隣の市町村、②避難経路となる市町村、③避難住民の誘導を行う順番が近い市町村**と緊密に連絡を行い、**情報共有、調整**を実施します。

特に**県外への避難**にあたっては、**県（危機管理局）を通じて情報収集、連絡調整**を行うとと

もに、避難経路となる市町村、避難先市町村に対する情報提供・収集及び連携に努めます。

(オ) 指定（地方）公共機関との連絡調整（法第21条）

指定地方公共機関は、その国民保護業務計画の定めるところにより国民保護措置を行うこととされています。

市は、市内で避難住民の運送などの活動を行う指定（地方）公共機関について緊密に連絡調整を行うとともに、指定（地方）公共機関が避難住民の誘導及び避難住民等の救援準備を実施するための①労務、②施設、③設備、④物資の確保等について応援を行います。

(カ) 指定（地方）行政機関との連絡調整

市は、市内で避難住民の運送経路の確保などの活動を行う指定（地方）行政機関について、緊密に連絡調整を行います。

(キ) 自衛隊の国民保護等派遣（法第15条、第20条）

知事（危機管理局）は、避難住民の誘導を円滑に実施するため必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊の国民保護等派遣を要請するとともに受入体制を整備することとされています。

a 市長（危機管理部）は、自衛隊の実施する国民保護措置について以下のとおり実施します。

- 1 避難住民の誘導の円滑な実施及び武力攻撃災害への対処等、国民保護措置に関し必要があると認めるときには、知事に対し、自衛隊の国民保護等派遣の要請を提出
また、通信の途絶等により知事への求めができないときには、その旨及び市内の国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡
- 2 避難住民の誘導において、必要があると認めるときには、派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等の長（令第8条第2項に定める自衛隊の部隊等の長に限る）に、避難住民の誘導を行うよう要請し、その旨を知事に通知
なお、避難住民の誘導に当たっては、あらかじめ協議し、避難住民の誘導が円滑に行われるような必要な措置を実施
- 3 避難実施要領を定めたときは、自衛隊鳥取地方協力本部長に通知

b この際、武力攻撃事態等においては、自衛隊は、その主たる任務であるわが国に対する侵略を排除するための活動に支障の生じない範囲で、可能な限り国民保護措置を実施するものである点に留意します。

(3) 補給支援

ア 業務実施の基本的事項

市（総務部、健康こども部、水道局）は、避難の間、避難住民に対する食品の給与、飲料水の供給、医療の提供等を行います。

県外避難の場合などで移動時間が長時間に及ぶ場合等は、必要に応じ、県、避難経路に当たる市町村等へ応援を要請します。

イ 補給所要量

市（総務部、健康こども部、水道局）は、避難の指示の内容、市内の状況等に基づき、避難の間における食品、飲料水、医療の必要量を見積り、県（危機管理局）に報告するとともに、応援

を要請します。

ウ 取得

県（危機管理局、福祉保健部、生活環境部、農林水産部）は、避難住民の誘導に必要な燃料、食品などの補給品を優先的に取得し、緊急物資集積地域に一時集積するとともに、不足、長期的確保の困難等が見込まれる品目については、速やかに広域支援を要請し、また特定物資の売渡要請、収用、保管命令等の措置を実施することとされています。

市（総務部、福祉部）は、原則として県から補給品を取得し、市内への受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、受入体制を整備します。また、必要に応じて、緊急を要する補給品については、直接取得します。

エ 配分

県は、原則として、緊急物資集積地域から避難住民の誘導を実施する要避難市町村に物資を運送・配分するとともに、必要に応じ備蓄倉庫、業者等から市町村又は避難住民への直接運送を実施することとされています。

市（総務部、福祉部ほか関係ある総合支所）は、一次集合場所、中継施設などに補給品を集積し、避難住民へ配分します。この際、公平な配分に留意します。

また、必要に応じ配分への協力要請等を実施します。

（4）運送

ア 業務実施の基本的事項

市（危機管理部、総務部）は、速やかに避難住民を運送できるよう、県（地域振興部）との連絡調整、市内の運送手段等の円滑な運用に努めます。

この際、関係機関・団体との密接な連携、避難行動要支援者の運送に特に注意します。

イ 避難経路

県（企画部、農林水産部、県土整備部）は、関係機関・団体と連絡調整の上、絶えず避難経路の情報を把握し、避難経路を確保（応急復旧、除雪、障害物・危険箇所等の除去、工事の中止など）するとともに、必要な場合は速やかに代替経路を決定することとされています。

市（総務部、都市整備部）は、市内の避難経路について常時情報を把握するとともに、主要道路の代替路、一次集合場所周辺の道路、避難経路にアクセスする道路などで重要なものについても確保に努めます。

この際、特に山間部、冬季の道路確保に注意します。

ウ 運送業務

（ア）避難実施計画の決定

県は、避難住民に係る運送計画（運送力配分計画、道路使用計画、運送実施計画）を策定することとされています。

市（総務部、福祉部、経済観光部、都市整備部）は、県運送計画を受けて、市内の各地区、一次集合場所、各種施設ごとの避難実施計画を策定します。

（イ）運送力の確保

市（総務部、福祉部）は、原則として県から運送手段を確保し、市内の受入日時、受入場所

等を連絡調整するとともに、**市内の受入、運用体制を整備**します。また、必要に応じ市内の指定地方公共機関以外の運送事業者へ運送を要請します。

(ウ) 運送の実施

- a 市（総務部、福祉部）は、避難の間において市内の**運送の進捗状況を把握**し、適宜、**県（危機管理局）へ報告**するとともに、必要に応じて関係機関・団体との**協議、調整**を行います。
- b 市（危機管理部、総務部）は、運送事業者である**指定（地方）公共機関が正当な理由がないのに県による運送の求めに応じず、又は十分でないと認めるときには、県（危機管理局）に対しその旨を通知**します。
- c 市（総務部、企画推進部）は、市内で活動する**運送事業者の運送安全確保**について配慮するとともに、武力攻撃の状況その他**必要な情報を随時提供**します。

エ 避難住民の誘導

(ア) 避難方式

市は、以下により**避難住民を誘導**します。（原則事項）

項目	業 務
避難住民の誘導方法	1 二段階避難方式 原則として、避難に先立ち、 自治会、事業所等を中心に一次集合場所で一旦集団を形成 し、情報伝達、不在者確認等を行った後、 市職員、消防団員等の誘導により避難所への避難 を実施 2 直接（一挙）避難方式 避難の指示の際、 一次集合場所への集合等を行ういとまがない場合等には、個々又は家族ごと直接（一挙に）避難所への避難 を実施
避難の優先順位	1 避難行動要支援者、女性、子ども、傷病者等の避難を優先 し、一般壮年男子はその次に実施 2 武力攻撃（予測）事態の状況等から判断して、より危険性が高いと認められる地区の避難を優先 危険性が同程度である場合、避難先地域に近い地域から 順次避難 を実施
携行品等	1 携行品は、必要最小限度に制限 2 ペット等の携行は不可（盲導犬を除く）

a **避難方式は、原則として二段階方式（一次集合場所に集合した後、避難場所へ避難する方）**とします。

b 原則として、**自治会、自主防災組織等を核に一定の地域、事業所単位に集団を形成し、指定避難所に避難する集団避難方式**を実施します。

この際、混乱の防止のため**避難住民が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難体制を整える場所**として、避難所に至る前の身近な**学校のグラウンド等**を**一次集合場所**として選定します。

【一次集合場所の選定基準】

区分	内 容
選定基準	集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びつい

	た学校のグラウンド、公園、緑地、団地の広場等
選定者	市が各自治会・自主防災組織や警察署、東部消防局等関係機関と協力して選定

- c 避難住民は、市等の職員、消防団員、自主防災組織、自治会等の誘導により一次集合場所への集合、避難所への避難を行います。

(イ) 避難に係る応援の要請

- a 市（危機管理部）は、市職員や消防団員のみでは十分な対応が困難であると認めるときには、警察署等に対し以下のとおり避難住民の誘導を要請します。この場合、その旨を知事（危機管理局）に通知します。（法第63条第1項）

また、要避難地域が広域に及ぶ等の場合には、県（危機管理局）に対し、警察・海上保安部・自衛隊等による避難住民の誘導の要請（法第63条第2項）及び要請の調整（法第63条第3項）を求めます。

要 請 先	要 請 内 容
警察署長	警察官による避難住民の誘導 スクリーニングの実施
第八管区海上保安本部長	海上保安官による避難住民の誘導
出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等の長 （令第8条第2項に定める自衛隊の部隊等の長に限る）	自衛官による避難住民の誘導

- b 市（危機管理部、企画推進部）は、警察官等の避難住民の誘導時に警察署長等に対し、必要に応じて避難実施状況に関し必要な情報の提供（避難住民の誘導の実施状況、避難住民の誘導の実施に当たって参考となる情報など）を求めます。（法第64条第2項）
- c 市（危機管理部）は、警察官等の避難住民の誘導時に住民の生命、身体を保護するため緊急の必要があるときには、警察署長等に対し必要な限度内において避難住民の誘導に関する必要な措置（避難住民の誘導及びそれに付随する交通規制、秩序維持、車両、航空機等による情報収集など）を要請します。（法第64条第3項）

オ 県による避難住民の誘導支援（法第63条第2項・第3項）

(ア) 県は、警察官等による避難住民の誘導に係る市町村長からの要請について、必要に応じ調整を行うこととされています。

(イ) 避難住民の誘導中の市町村から求めがあったとき、求めを待ついとまがないと認めるときは、エ（イ）aに準じて避難住民の誘導を要請することとされています。

(ウ) 県は、市町村が行う避難住民の誘導について、必要に応じ以下のとおり指示、代執行を実施することとされています。（法第67条）

項 目	状 況	業 務
避難住民の誘導の指示	避難住民の誘導が要避難市町村長により行われない場合において、住民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるとき	市町村長に対し、避難住民の誘導を行うべきことを指示
避難住民の誘導	指示を行ってもなお避難住民の誘導が要	市町村長に通知した上

の代執行	避難市町村長により行われな	で、県職員を指揮し、自ら避難住民を誘導
避難住民の誘導の補助	市長村長が県の区域を越えて避難住民の誘導を行うとき、又は当該市町村長から要請があったとき	県職員を指示し、市町村の行う避難住民誘導を補助

カ 警察による避難住民の誘導

- (ア) 警察署長は、市（危機管理部）が避難実施要領を定めるに当たり意見を求められた場合あるいは助言が必要な場合には、避難の経路、避難の手段、避難の方法、避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導のための関係職員の配置、その他必要な事項について**必要な助言**を行うこととされています。（法第61条第1項）
- (イ) 警察署長等は、市（危機管理部）から警察官等による**避難住民の誘導**について要請を受けた場合又は自らの判断で避難住民の誘導を行う場合は、市と協議し、市から通知を受けた**避難実施要領に沿って**避難住民の誘導が円滑に行われるよう、**交通規制、先導、同行警備、広報等**の必要な措置を実施することとされています。（法第64条第1項）
- (ウ) **避難の指示が徹底しない場合は、警察官の措置（警職法第4条）により避難を徹底**することとされています。

キ 住民への避難住民の誘導に必要な援助に対する協力要請

避難住民を誘導する市職員、消防団員、県職員、消防職員、警察官、海上保安官又は自衛官等は、避難住民の誘導のため必要があると判断したときには、**避難住民及び現場付近にあるもの**に対し、以下のとおり**避難住民の誘導に必要な援助**について協力を要請します。

また、必要に応じ**集客施設、観光施設、障がい者・高齢者・乳幼児等施設**などに対し、**来客、入所者等の誘導**について協力を求めます。

この際、**協力をする者の安全の確保**に十分配慮します。

- 1 市職員、消防団員等と一体となり**避難住民を誘導**
- 2 移動中における**食品、飲料水等の配給**
- 3 **避難行動要支援者**その他自ら避難することが困難な者の**避難の援助**

ク 残留者等への対応

(ア) 警告、指示

避難住民を誘導する市職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難に伴う混雑等避難住民に危険な状態が発生しそうなおそれがあるときには、**必要な警告、指示**を行います。

(イ) 立入禁止、退去、物件の除去（即時強制）

警告、指示を行う場合、**警察官、海上保安官**は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への**立入を禁止**し、若しくは**その場から退去**させ、又は当該危険を生ずるおそれのある**道路上の車両その他の物件の除去**その他必要な措置を講じることとされています。

なお、**警察官、海上保安官**がいない場合は、**消防吏員、自衛官**がこれらの措置を講じることとされています。

(ウ) 残留者の説得

避難住民を誘導する市職員、消防団員、県職員、警察官、海上保安官、自衛官等は、避難の指示に従わず、要避難地域にとどまる者について、それにより危険が生ずる場合には警告等を発するとともに、避難の指示に従うようできる限り説得に努めます。

(エ) 警察官の措置

警察官は、危険な事態がある場合には、危害を避けるために必要な限度で残留者等を避難させることができます。(警職法第4条)

ケ 避難行動要支援者の避難

(ア) 避難行動要支援者の避難に係る計画の策定

県(福祉保健部)は、避難行動要支援者及びそれらの施設などの状況を確認し、当該避難行動要支援者等の避難に係る計画を完成することとされています。

市(福祉部)は、市内の各地区及び市立病院、高齢者施設、障がい者施設、保育所等の施設に入院・滞在している避難行動要支援者を避難させるため、施設の管理者、県(福祉保健部)、関係機関・団体と連絡調整の上、当該避難行動要支援者等の避難誘導に係る計画を策定します。

(イ) 特別な配慮を要する避難行動要支援者の避難誘導

特別な配慮を要する避難行動要支援者の運送手段については、県(福祉保健部)が消防防災ヘリ、救急車両などを一元的に運用することとされています。

市(福祉部)は、原則として県から運送手段を確保し、市内の受入日時、受入場所等を連絡調整するとともに、消防団、自治会、自主防災組織等の協力を得て市内の避難誘導を行い、必要な場合は、東部消防局等へ引き継ぎます。

また、特別な配慮を要する避難行動要支援者に配慮した一次集合場所の開設、介助者の確保など市内の受入、運用体制を整備するとともに、必要に応じ市内の指定地方公共機関以外の運送業者等へ一次集合場所までの運送などを要請します。

(ウ) その他の避難行動要支援者の運送

市(福祉部)は、上記(イ)に掲げる以外の避難行動要支援者について、以下のとおり避難誘導を実施します。この際、消防団、自主防災組織、自治会などの協力を得るとともに、必要な食品等の提供、必要が生じた場合の迅速な医療の対応などに注意します。

項目	業務
避難行動要支援者の避難	<p>1 在施設避難行動要支援者 市立病院、高齢者施設、障がい者施設、保育所等の長は、入所者等の避難を誘導</p> <p>2 在宅避難行動要支援者 市(福祉部)は、消防団、自主防災組織、自治会、民生児童委員等の協力を得て、各地区内の在宅の当該避難行動要支援者等の避難を誘導</p>

コ 交通規制の実施

公安委員会・警察は、次のとおり交通規制を実施することとされています。

目的	武力攻撃事態等において、住民の避難、緊急物資の運送その他国民の保護のための措置が的確かつ迅速に実施されるようにするため、車両の道路における通行の禁止又は制限を実施
----	---

内容	<p>1 避難地域等の把握</p> <p>警察は、避難が必要な地域、避難先となる地域、避難の経路、避難のための交通手段その他避難の方法等について早期に把握、確認</p>
	<p>2 交通状況の把握</p> <p>警察は、道路管理者、関係都道府県警察との情報連絡、パトロール等により、主要幹線道路を中心とした交通状況の把握を実施</p>
	<p>3 警察署長の助言</p> <p>警察署長は、市町村が定める避難実施要領について、必要な助言を実施</p>
	<p>4 交通規制の決定</p> <p>公安委員会又は警察署長は、避難の指示及び市町村が定める避難実施要領に基づき、道路管理者と連携し、必要な交通規制路線、区間、迂回路、交通規制要員の配置、広報の方法等について決定</p>
	<p>5 標識等の設置等</p> <p>公安委員会又は警察署長は、交通規制の種別に応じて、規制内容を表示する標識を設置し、必要により交通検問所を設置</p>
	<p>6 広報、連絡</p> <p>警察は、県、市町村及び道路管理者と連携し、交通規制路線、薫監、迂回路、車両の運転者の義務等について、各種広報手段を活用し、関係機関及び住民に周知</p>
	<p>7 交通整理</p> <p>警察は、交通の混乱を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するため、主要交差点等規制区間の要所等において交通整理を実施</p>
	<p>8 車両等の移動等の措置</p> <p>警察官は、通行禁止区域等において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより国民保護措置の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときには、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し当該車両その他の物件を付近の道路外の場所に移動する等の措置を命じ、あるいは自ら当該措置を実施</p>
	<p>9 緊急通行車両の確認</p> <p>公安委員会は、県と連携し、緊急通行車両の確認手続きを実施</p>
	<p>10 交通規制の見直し</p> <p>公安委員会又は警察署長は、交通規制に当たっては、武力攻撃災害の発生状況、被災地状況等事態の推移に応じ、弾力的に交通規制の見直しを実施</p>
	<p>11 広域的な交通規制</p> <p>公安委員会は、本県への流入車両等を抑制する必要がある場合には、周辺の隣接県警察との協力により、周辺地域を含めた広域的な交通規制を実施</p> <p>また、必要に応じて広域的な見地から、国家公安委員会、警察庁等と調整を企図</p>

市（危機管理部、総務部、企画推進部、都市整備部）は、市内の交通規制について確認、住民へ周知するとともに必要に応じ一次集合場所周辺などの交通規制について警察署長と協議します。

(5) 衛生

ア 業務実施の基本的事項

避難時の医療等の提供については、**県（福祉保健部）が一元的に運用**することとされています。

市（健康子ども部）は、市内の医療等の状況を確認の上、県（福祉保健部）、関係機関・団体との連絡調整を強化し、一次集合場所、中継施設、臨時医療施設等において、**避難住民へ医療を提供**します。

また、引き続き**感染症等の予防、警戒**を実施するとともに、武力攻撃災害や感染症等が発生した場合には**応急処置**を行います。この際、医療施設における高度な治療が必要な場合の搬送先は要避難地域外を原則とします。

なお、**市立病院**については、**避難住民への医療等の提供**を行うとともに、**入院患者等の避難**を実施します。

イ 衛生支援組織

(ア) 市内の衛生支援組織の活動

市（健康子ども部）は、市内の状況を取りまとめ、県（福祉保健部）に対し**臨時医療施設の設置、救護班の派遣及び治療を要する避難住民等の要避難地域外への搬送などを要請**するとともに、臨時医療施設、救護班の市内における活動及び避難について**連絡調整、支援**を実施します。

(イ) その他の施設等の活動

市（総務部、健康子ども部）は、一次集合場所、中継施設の管理者等と連携して、**避難住民等に対する応急手当**を実施するとともに、**治療を要する避難住民など**については速やかに臨時医療施設、要避難地域外などへ**搬送**します。

また、一次集合場所等に臨時医療施設が設置される場合、その場所等を確保します。

ウ 治療業務

県（福祉保健部）は、要避難地域、避難先地域の状況等に応じて医療等提供計画を策定し、医療等を提供することとされています。

市（健康子ども部）は、市職員、消防団員、自主防災組織、自治会などを通じて随時市内の状況を把握し、県（福祉保健部）に対して**避難の間の医療等の提供を要請**するとともに、提供に必要な**連絡調整、支援**を行います。

また、**市立病院**において、可能な限り**医療、助産を提供**します。

この際、避難の間に新たに発生した傷病者等に対する**医療の提供**は、原則として中継施設などに開設されたい臨時医療施設等における**応急処置**とし、可能な限り速やかに要避難地域外の医療施設へ**搬送**します。

エ 搬送業務

県（危機管理局、福祉保健部）は、避難等の状況に応じて搬送計画の作成、搬送体制（トリアージを含む）の設定等を行い、搬送を実施することとされています。

市（総務部、健康子ども部）は、搬送必要者数など市内の状況を確認し、県に対し、**①市内の一次集合場所、臨時医療施設等への搬送、②要避難地域外への搬送を要請**するとともに、搬送車両等の受入等について**連絡調整**を行います。

この際、市立病院等における入院患者等の搬送についても併せて行います。

また、**武力攻撃災害等が発生した場合は直ちに**県（危機管理局、福祉保健部）、東部消防局、警察署に第一報を通報し、迅速な**搬送を要請**するとともに、可能な限り速やかに**被災者数などの情報を収集し、県等へ提供**します。

オ 防疫業務

県（福祉保健部）は、避難の間における感染症の予防及び対処に留意し、各種防疫措置を実施及び関係機関へ要請することとされています。

市（健康子ども部）は、一次集合場所等における衛生の確保など、避難の間の防疫に努めるとともに避難住民に感染症等が発生した場合には、県（福祉保健部）と連携し、患者の隔離、消毒を優先して行い、感染症等の拡大を防止します。

カ 健康管理業務

市（健康子ども部）は、一次集合場所、中継施設などにおいて避難住民の健康状態を把握し、必要に応じて医薬品、毛布、暖房施設の提供など、避難住民の健康維持に努めます。

この際、**県（福祉保健部）は、必要な人員、資機材等を支援**することとされています。

キ 市立病院業務

（ア）医療の実施

市立病院は、市立病院医療等実施計画を策定し、医療、助産などを実施します。

また、**武力攻撃災害等が発生した場合には、直ちに患者の受入、救護班の派遣**など必要な措置を実施します。

この際、**不足する医療用人員、資機材、医薬品等**については、速やかに**県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援を要請**します。

（イ）避難等

市立病院は、市立病院避難計画を策定し、入院患者等の避難を実施します。入院患者等の搬送のための**搬送車両・体制、医療用人員、資機材、医薬品等が不足する場合には、県（福祉保健部）、関係機関・団体に対し支援を要請**します。

（6）施設

ア 業務実施の基本的事項

市（福祉部、都市整備部）は、避難の指示を受けたときは速やかに、一次集合場所、中継施設など避難住民の誘導に必要な施設を開設し、又は用地を確保します。

また、**避難先地域における市役所仮庁舎、必要に応じ現地対策本部等の公共施設**を設置します。

イ 建設

市（総務部、福祉部、都市整備部）は、一次集合場所、中継施設の管理者と連絡し、以下のとおり施設を開設します。

項目	業務
施設の開設	1 一次集合場所等の管理者と連絡して施設を開設
職員等の派遣	1 各一次集合場所等を担当する 市職員、消防団員等 を派遣 2 当該市職員等は、各一次集合場所等の運営、受付事務を実施

資機材等の準備	1 通信機器、台帳類等、施設の運営、受付事務に必要な資機材等を整備
食品等の手配	1 避難の間の 食品、飲料水等 を一次集合場所等へ受入、避難住民へ配布 2 必要に応じ、 照明機器、冷暖房機器、トイレ、毛布、公衆電話等 を手配
警備の依頼	1 必要に応じ、鳥取・浜村・智頭警察署等に 一次集合場所等の警備 を依頼

また、必要に応じ総合支所等に現地対策本部を設置し、また、可能であれば**避難先地域に先遣隊を派遣**して、県、避難先市町村等と連携をとりながら、**避難先における市役所仮庁舎を開設**します。

(7) 人事運用

ア 職員の確保

(ア) 職員の配置

市（総務部）は、対策本部要員、**避難住民の誘導、避難行動要支援者の避難支援、避難住民の運送車両の受入等**に必要な**市職員、消防団員**を配置します。

また、配置した市職員、消防団員等からの情報、避難住民の誘導の進捗状況等に基づき、必要に応じ市職員等の配置変更を行います。

(イ) 職員の派遣要請・あっせん要請

市（総務部）は、必要な場合、速やかに**職員の派遣要請、あっせん要請**を行います。

- a 派遣要請が必要な職員の職種、人数等を把握します。
- b **県（総務部）**と連絡調整を行い、**職員の派遣を要請**します。
- c **指定（地方）行政機関、特定指定公共機関に対する職員の派遣要請**は、**県を經由**して行います。ただし、人命の救助等のために特に緊急を要する場合には、直接要請します。
- d 必要な場合速やかに**県に職員派遣のあっせん**を求めます。

(ウ) 職員の安全管理

市（総務部）は、引き続き避難住民の誘導等に従事する市職員、消防団員等の安全確保に配慮します。

イ 被災者の捜索・救出

警察は、武力攻撃が発生した場合は、消防ほか関係機関・団体と連絡調整の上、直ちに情報を収集し、被災者の捜索、救出を行うこととされています。

市（危機管理部）は、消防団、自主防災組織及び鳥取・浜村・智頭警察署、東部消防局、県（危機管理局）に対し第一報、**被災情報などを速やかに提供**するとともに、市内における活動について必要な**連絡調整、支援**を行います。この際、消防団は、**東部消防局の所轄により被災者の捜索、救出**を行います。

ウ 埋葬・火葬・遺体の取扱

市（下水道部）は、避難段階において**死者が発生した場合**には、避難を優先しつつ、**県と連携し要避難地域外への遺体の搬送**に努めます。

(8) 武力攻撃災害に伴う被害の最小化

ア 武力攻撃災害の予防、対処準備

別紙第4「避難準備段階の計画」4（8）ア項に準じて武力攻撃災害の予防、対処準備を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

（ア）武力攻撃災害への対処

避難中に武力攻撃災害が発生した場合には、速やかに別紙第3「緊急避難段階の計画」2（2）エ項に準じて対処します。

（イ）緊急通報と避難の指示

a 緊急通報

避難中に武力攻撃災害の兆候通報があり、武力攻撃災害が住民に危険を及ぼすと判断される場合には、速やかに第6章2（3）ウ（イ）c項に準じて緊急通報を発令します。

b 退避の指示

避難中に住民を守るため、必要があると認めるときには、速やかに第6章2（3）ウ（イ）d項に準じて退避を指示します。

（9）国民生活の安定に関する措置

ア ライフライン等の確保

市（都市整備部、下水道部、農林水産部、水道局）は、避難に必要な上下水道の確保、水質検査などを行うとともに、市内の電気、ガス、通信等のライフラインについて、県、ライフライン事業者等と連絡調整を行い可能な限り確保を図ります。

イ 防犯等

（ア）警報、避難の指示等により住民の間に不安感、緊張感が高まることから、市（危機管理部、消防団等）は、第6章2（6）ウ項により、パトロールの強化等、警戒を強化します。

（イ）警察は、要避難地域の混乱あるいは無人化地域に伴う窃盗事案等の発生、一次集合場所あるは救援物資の集積所等における紛争事案の発生等に備え、パトロールの強化等による警戒措置を行うこととされています。

市（危機管理部）は、的確かつ迅速に警察署へ情報を提供し、必要に応じ要請等を行います。

ウ 住民への周知

市（企画推進部）は、県等と連携して各機関が実施する国民生活安定措置について、住民に対し広報を行い、不要不急の買占めの防止、防犯など適切な対応を呼びかけます。

（10）広報、広聴活動

ア 広報の強化

（ア）市広報の実施

住民の安全かつ円滑な避難のため、市（企画推進部）は、住民に対する正確かつ迅速な広報を実施します。

区分	内 容
広報 項目	<p>1 武力攻撃（予測）事態の概要</p> <p>(1) 武力攻撃（予測）事態の状況、今後の予測</p> <p>(2) 国、県、市などの対応状況</p> <p>2 注意事項</p> <p>(1) 冷静な避難の呼びかけ</p> <p>(2) テレビ、ラジオ、防災行政無線、CATV等による今後の情報に注意すること</p> <p>(3) 要請されたときの必要な協力やボランティア活動等についての啓発</p> <p>(4) 住民からの有事に係る重要な情報について、市町村に連絡するよう求め</p> <p>3 一次集合場所への集合</p> <p>(1) 地区ごとの一次集合場所・集合時間</p> <p>(2) 一次集合場所までの経路・手段等</p> <p>(3) 貴重品など持出品に係る手荷物の制限</p> <p>(4) 避難に備えて、家族で連絡先、連絡方法などを決めておくこと</p> <p>4 避難、救援の概要</p> <p>住民が安心して避難できるよう、以下の項目について適時適切に広報</p> <p>(1) 避難中、避難先での食品、飲料水、生活必需品などは市町村、県などで用意すること</p> <p>(2) 避難の計画（避難先地域、避難手段・経路など）</p> <p>(3) 救援の計画（避難先地域で行われる救援の種別、時期、量、質など）</p> <p>5 その他</p> <p>(1) 交通の規制</p> <p>(2) 犯罪の予防</p> <p>(3) 児童生徒の避難</p> <p>(4) 交通機関の運行状況の把握</p> <p>(5) 戸締り、火元・危険物の管理や他の安全対策等</p>
	<p>1 武力攻撃災害等発生時の緊急広報</p> <p>(1) 緊急通報の内容</p> <p>(2) 退避の指示の内容</p> <p>(3) 注意事項</p> <p>(4) 情報に注意するよう呼びかけ</p>
広報 手段	総合支所、消防団、自治会、自主防災組織、防災行政無線、広報車、CATV、インターネット、臨時市報、回覧、電光掲示板など
注意 事項	<p>1 広報項目については、県対策本部（広報センター）などと十分連絡調整を実施</p> <p>2 情報の趣旨について、住民の誤解や不安を招くことがないように、十分に注意</p> <p>3 混乱の発生・拡大を防止するため、県及び市は、随時、必要な対応及び住民への広報、通報を実施</p>

(イ) 関係機関への要請

市（危機管理部）は、関係機関に広報に対する**協力を要請**します。

依頼先	依頼内容	広報内容
県 (元気づくり総本部)	県広報と併せた広報及び広報への協力要請 1 県広報による住民への広報 2 指定地方行政機関、放送事業者、運送事業者、その他の指定（地方）公共機関等への広報協力要請	1 警報、避難の指示 の概要 2 防災行政無線等に注意 すること 3 一次集合場所に集合 すること 4 携行品は最小限 とすること 5 戸締り、火の元 などに注意すること
公共交通機関	車内放送、構内放送等による利用者等に対する広報	6 武力攻撃災害の 兆候等 を発見した際は直ちに 市等へ通報 すること
集客・観光施設	場内放送等による来客に対する広報	

(ウ) 障がい者、外国人等への広報

市は、障がい者、外国人その他広報に配慮が必要な住民に対して、以下のとおり広報を実施します。

a 障がい者

市（福祉部）は、視覚、聴覚、などに障がいを有する者への広報について、**県（福祉保健部）、障がい者団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施**します。

b 外国人

市（総務部）は、外国人への広報について、**県（観光交流局）、国際交流団体等と広報内容、広報手段などを連絡調整の上、消防団、自治会などの協力を得て実施**します。

イ 報道機関への情報提供

市（企画推進部）は、資料提供等により正確かつ迅速に**報道機関へ情報を提供**するとともに、必要に応じて**広報への協力を要請**します。

ウ 広聴

市（企画推進部）は、市役所、総合支所等に設置した相談窓口^{（注）}に情報を集約し、住民からの問い合わせや相談、**要望に対応**するとともに、相談内容に応じ関係機関・団体に必要な協力を要請します。

特に、**避難・救援**に関する相談及び**安否・被災情報**を重視します。

5 その他

(1) 応急教育

ア 教育施設の避難

(ア) 市（教育委員会）

市（教育委員会）は、市立学校等に対し、**警報、避難の指示等を伝達**します。

この際、**県（教育委員会）は、市（教育委員会）を支援**することとされています。

(イ) 学校長及び園長

学校長は、避難の指示を受けたとき、また、必要と認めるときには市（教育委員会）と協議し、児童生徒及び幼稚園児の下校又は避難を実施します。

イ 武力攻撃災害への対処

(ア) 市立学校長及び園長は、被災の有無や児童生徒等、教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市（教育委員会）に連絡します。

(イ) 武力攻撃災害が発生した場合には、児童生徒及び幼稚園児並びに教職員の安全を最優先とし、直ちに東部消防局、警察署など関係機関・団体へ連絡するとともに、避難（屋内避難を含む）、初期消火、救出救助、下校等を実施します。

ウ 児童等の保護

市（教育委員会）は、児童生徒及び幼稚園児の安全と避難を保障し、児童等の教育を最大限可能な限り継続します。

(2) 応急保育

市（福祉部）は、(1) 項に準じて保育所の避難等を実施します。

(3) 文化財の保護

市（教育委員会）は、市指定文化財について可能であれば避難先地域への所在場所の変更を実施することとし、所有者等を支援します。

また、県（教育委員会）等が実施する国、県指定文化財の所在場所の変更などの保護措置を支援します。

(4) ボランティア等の流入防止

市（企画推進部）は、武力攻撃災害などの危険が生ずる可能性があることを広報し、ボランティア等の流入を防止します。